

教育・保育提供区域の設定について

1 「教育・保育提供区域」とは

[子ども・子育て支援法第61条第2項]

市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域(以下「教育・保育提供区域」という。)-以下略-

○『市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を定める必要がある。』【基本指針(抜粋)】

2 基本的な考え方

(1) 国の基本指針における区域設定の考え方や保幼小連携の観点等から、本市の教育・保育提供区域については、小学校区を基礎単位とし、各小学校区を中学校区等に積み上げ、地域ブロックを形成し、区域を設定する。

※ニーズ調査票では、お住まいの地域として小学校区単位で聞いている

(2) 区域割りの方向性

区域の割り方	メリット	課題等
細かく設定した場合(例:小学校区を1区域)	○施設の整備等について地域の実情に応じたきめ細かな対応が可能	○区域ごとの児童数や面積に偏りが出る ○区域ごとで既存の幼稚園や保育所の配置状況に差があり、地域によっては、幼稚園や保育所が無いところもある ○区域外での利用者もいるため、設定された区域内のニーズと利用実態が合わない
大きくくに設定した場合(例:市全体を1区域)	○施設の整備等について、柔軟な対応が可能 ○区域外での利用者が少なくなるため、設定された区域内のニーズと利用実態がおおむね一致する	○面積が広くなり、基本指針にある「居宅より容易に移動することが可能」な区域とならない ○施設の整備等について地域の実情に応じたきめ細かな対応ができない (需要>供給の場合、原則認可しなければならないため、必要な地域に施設ができない可能性がある)

⇒区域割りについては、適切な規模で分けることが望ましい。

(3) 地域ブロックへの分け方については、現在の幼稚園や保育所の配置、入園(所)状況や、本市が定めている他の計画等の区域を踏まえて検討する。

○ 区域を設定している計画等【別紙1参照】

- ・高松市総合計画(5区域)
- ・高松市都市計画マスタープラン(8区域(都市計画区域内のみ))
- ・高松市地域行政組織再編計画基本構想(7区域)
- ・高松市高齢者保健福祉計画(19区域)

3 具体的な検討

(1) 既存の計画等をベースにした区域の検討【①～③は別紙参照】

① 高松市総合計画【別紙1-①】

- ・東部地区が縦長であるなど区域と実際の利用実態と合わない
- ・中部地区の就学前児童数と幼保定員の差が著しく大きく、教育・保育施設の確保が必要な可能性が高い。

② 高松市都市計画マスタープラン【別紙1-②】

- ・都市計画区域外は対象外のため、区域設定されていない地域がある
- ・都市計画区域外も含め区域を設定すると、西部南地区のみ1中学校区となり、全体の区域で就学前の児童数が最小となる
- ・中部東地区の就学前児童数と幼保定員の差が著しく大きく、教育・保育施設の確保が必要な可能性が高い

③ 高松市地域行政組織再編計画基本構想【別紙1-③】

- ・他の計画より、人口などバランスのとれた区域設定となっている
- ・都心地区と中部地区は就学前児童数と幼保定員の差が大きく、教育・保育施設の確保が必要な可能性がある。
- ・将来的に子ども・子育ての業務が支所等に移管される可能性もあり、汎用性が高い

④ 高齢者保健福祉計画

- ・高齢者の日常生活圏と保護者等の送迎を前提としている幼稚園や保育所の区域とは少し考え方が違う（日常生活圏域は中学校区を基本としている）

(2) 中学校区単位への統合の例外

① 太田小学校区の取扱いについて

- ・太田小学校区は、桜町中学校と太田中学校に分かれる。

⇒小学校区を基礎単位とするため、太田小学校区を分けることはせず、他の計画等を踏まえ、太田南小学校区と同じ区域とする。

② 林小学校区の取扱いについて

- ・協和中学校区であるが、他の計画等の区域設定では、龍雲中学校区と同じ区域となっているものが多い。

⇒他の計画等を踏まえ、協和中学校区ではなく、龍雲中学校区と同じ区域とする。

4 本市の教育・保育提供区域について

- 高松市地域行政組織再編計画基本構想の「総合センター（仮）所管区域」を基本とした地域ブロックを小学校区単位で設定し、教育・保育提供区域とする。